

仕様書

1 業務名称

令和 8 年度 生野区における防犯カメラ点検業務委託

2 履行期間

契約日 ～ 令和 8 年 12 月 18 日

3 履行場所

本市指定場所

4 防犯カメラの仕様等

(1) メーカー（型名）

株式会社ビデオセンシング（V S C－HD 2 2 0 0）

(2) 設置年度、台数、設置場所、業務内容

設置年度	台数	業務内容 (仕様書 項目 5 参照)	設置場所 (一覧・図面)
令和 4 年度	17 台	5 業務内容 (1) (2)	別紙 1 別紙 2

5 業務内容

- (1) 防犯カメラ等が常に完全な機能を保つように、機器の障害時に必要な部品及び付属品（SD カードを含む）を用意し、点検作業を行うこと。
- ・ 履行期限までにメンテナンス（映像の確認、レンズ及びハウジングのクリーニング、時刻設定、動作確認、ハウジングの施錠状態の確認など）を 1 回行うこと。
 - ・ 作業日程については、発注者と協議し決定すること。
 - ・ メンテナンス中に防犯カメラ等の故障・不具合等が判明した場合、発注者に連絡するとともに、原因究明に努める。
 - ・ 画像が最低 1 週間以上録画されているか確認すること。録画されていなかった場合で、メンテナンスにより再稼働したものについては、後日、再度映像を確認し録画されていることを確認すること。
 - ・ 全ての作業完了後、速やかに実施報告書を本市に提出すること。なお、実施報告書には、作業内容がわかるよう写真を貼付もしくは写真の画像データを添付して提出すること。
 - ・ 何らかの理由により正常に稼働しない場合、原因調査を行い、実施報告書に記載すること。

- ・ 表示プレートが破損なく、かつ固定され落下の危険がない状態を保つよう、必要な部品を用意し、点検作業を行うこと。プレート本体が破損または薄れていた場合、代替プレートは受注者が用意すること。代替プレートは既設プレートと同一のものでなくても構わないが、デザインは事業担当の了承を得ること。代替プレート作成にあたっての条件は（別紙３）のとおり。

（参考）昨年度点検した58台のうち破損等は０件。

（２）その他

本仕様書に定めのない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議の上、定めることとする。

６ 再委託に関する事項

（１）本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ①委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- ②「防犯カメラ保守」に該当する業務

（２）受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

（３）受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

（４）地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

（５）受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

７ その他

- ・ 作業実施に必要な道具及び消耗品は、運搬も含め全て受注者の負担とする。
- ・ 防犯カメラの鍵は本市より貸与する。

- ・ 本業務に関係しない防犯カメラの操作や記録媒体の抜き取り、記録映像の閲覧等を行わないこと。
- ・ 本業務において知り得た情報に関しては、機密を保持し一切外部に漏らしてはならない。
- ・ 作業実施に際して、作業員は腕章等により作業員であることが識別できるようにすること。また、作業については周辺通行者等に注意を払い安全に行うこと。
- ・ 諸物品若しくは建造物等に破損、紛失等の損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合、受注者において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わないこととする。ただし本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない。
- ・ 作業にあたっては、関係諸法令を遵守すること。
- ・ 本仕様書に定めのない事項又は業務内容に疑義が生じた場合は、本市の解釈に従うこと。

8 事業担当

大阪市生野区役所 地域まちづくり課

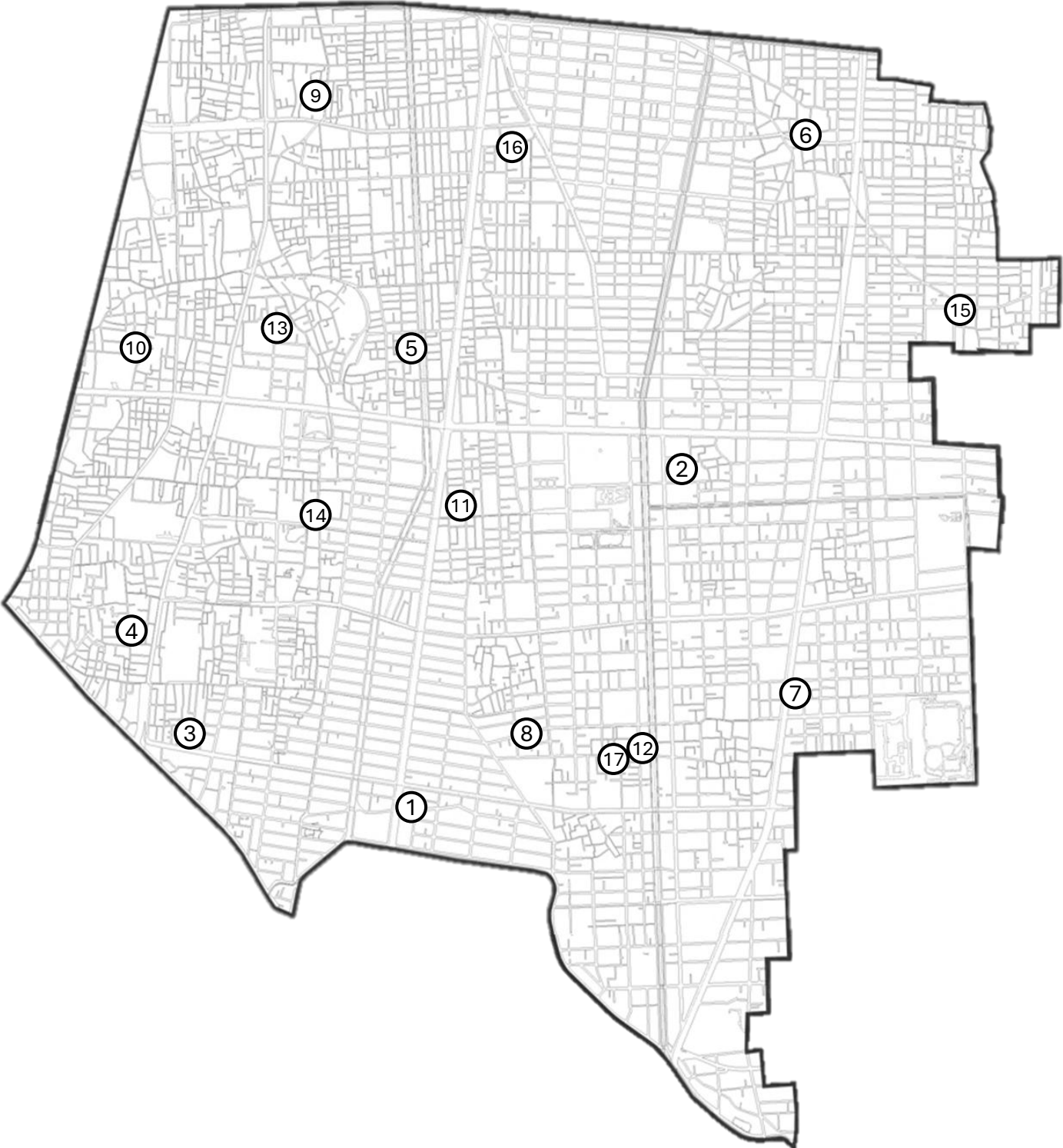
担当：渡辺・山下

電話：０６－６７１５－９９２３

防犯カメラ設置箇所一覧

	管理番号	住 所	設置箇所	
1	R4-1	林寺6-3-28 (黒谷商店本社工場)	軒付け	
2	R4-2	巽中1-6-23	NTT柱	キョクニシ L5 1D
3	R4-4	林寺2-16-3 (林寺センター)	軒付け	
4	R4-5	生野西4-7	NTT柱	生西四東 9
5	R4-6	勝山北5-10-6	軒付け	
6	R4-7	小路1-20-8	軒付け	
7	R4-8	巽東2-9-26	軒付け	
8	R4-9	田島5-19	NTT柱	市場 1 4
9	R4-10	鶴橋3-5-34	軒付け	
10	R4-11	勝山北1-15-15	NTT柱	プールニシ 1 0
11	R4-12	田島1-5-11	NTT柱	田島 1 1
12	R4-13	巽西4-8-10	NTT柱	大地 2 7
13	R4-14	勝山北3-4-30	NTT柱	カツヤマキタ 2 5 L8
14	R4-16	生野東3-11-1	NTT柱	本通 5 0
15	R4-17	小路東5-8	信号柱	
16	R4-18	中川2-4 (中川公園)	公園ポール	
17	R4-19	巽南1-10-20	信号柱	

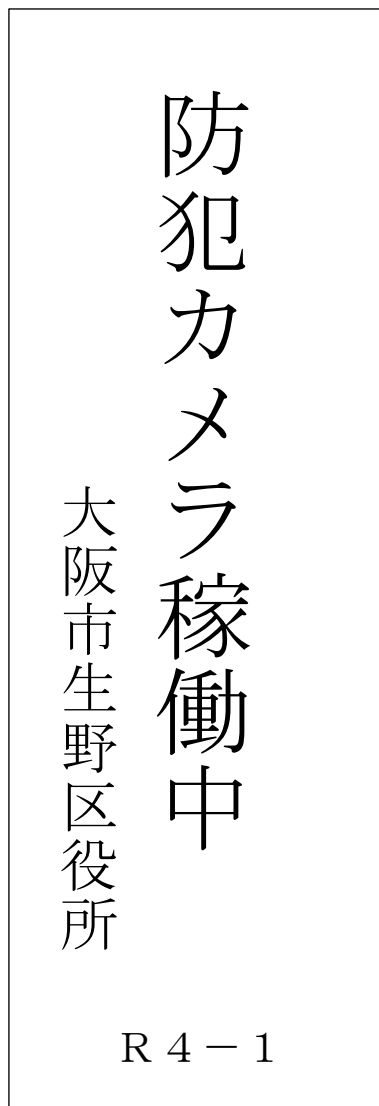
防犯カメラ設置箇所図面



表示プレート作成における条件

- ・サイズ：幅 1 0 0 mm×高さ 2 0 0 mm以上
- ・材質：劣化しにくいもの（ステンレス製など）
- ・設置にあたってはネジ等により落下等の危険性がないよう強固に取り付けること
- ・色：指定なし（見やすいものとする）
- ・表示内容：「防犯カメラ作動中」「大阪市生野区役所」「カメラ番号」（カメラ番号はテプラ等で貼り付け可）

(例)



暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（生野区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（生野区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

その他特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（生野区役所総務課）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電 話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。